

消費者相談室

Q スマートフォンで、ダイエットサプリメントがお試し価格で購入できるという広告を見て申し込んだ。翌月も商品が届いたので連絡したら「3回の定期購入が条件と画面に書いてある」と言われた。申し込み時には気付かなかった。

A ホームページ上の広告を見て、健康食品や化粧品を格安で購入できると思ったが、定期購入が条件だったという相談が急増しています。定期購入のため、途中で解約ができなかったり、解約したいと思い連絡しても電話が繋がらなかったりするケースがあります。インターネット通販をはじめ通信販売にはクーリング・オフ（無条件解約）はありません。注文する前に、定期購入が条件になってないか、中途解約や返品できるかなど契約内容をしっかり確認してください。困ったときはすぐに消費生活センターにご相談ください。

若者に多い消費者トラブル

未成年者が親の同意なく行った契約は、原則取り消すことができます。成人になると、自分の意志で契約できるため、このような保護はなくなります。社会経験の乏しい若者を狙う業者もいるので、注意が必要です。

消費者トラブルに遭わないために、契約に関する知識を身に付け、本当に必要かよく考えてから契約しましょう。

若者に多いトラブルの例

- ① 友人や先輩にもうけ話を勧誘され、借金して契約したがもうからない。
- ② 体験でエステに行き、断りきれずに高額な契約をしてしまった。
- ③ 大手通販会社をかたる事業者から、身に覚えのない請求がきた。



★は申し込み不要です。

●は健康推進課へお申し込みください。

所福祉保健会館 健康推進課 992-5711

★乳幼児健康相談

時10日(月)・17日(月) 9時～10時30分

対身体測定や育児などの相談を希望する人

●母子食事健康相談

時17日(月) 13時～15時

対妊産婦・乳幼児

●パパママスクール

時21日(金) 18時30分～20時30分

対初妊婦・夫・家族

●成人健康相談

時17日(月) 13時～15時

対生活改善に関する相談を希望する人

●成人食事健康相談

時3日(月) 13時～15時

対生活習慣病予防の食事指導を希望する人

●歯や口の健康相談

時28日(金) 13時～15時

対歯や口に関する相談を希望する人

●こころの健康相談

時10日(月) 13時30分～15時30分

対こころの悩みに関する相談を希望する人

★寄り道試食会

時25日(火) 10時～11時

対野菜摂取や減塩メニューを知りたい人

●6か月児育児教室

時12日(水) 9時30分～11時

対令和元年8月生まれの人

★1歳6か月児健康診査

時18日(火) 13時～

対平成30年7月生まれの人

●2歳6か月児歯科教室

時13日(木) 13時30分～15時

対平成29年8月生まれの人

★3歳児健康診査

時20日(木) 13時～

対平成29年1月生まれの人



Susono

広報その

2020年2月号
NO.1384

発行

裾野市 企画部戦略広報課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059番地
☎055-995-1802 図055-992-1546

☎kouhou@city.susono.shizuoka.jp
www.city.susono.shizuoka.jp

裾野市

検索

